



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『スマホ・インターネットが世界を変える！！』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

2

2017  
Vol.171

たいせい通信のメール配信をいたします。  
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



**大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。**

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

**(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114**

## 会長室から、こんど~です

節分の今月はいつもよりとても寒い日々が続き、インフルエンザも過去最高というほど流行しているようです。弊社も社員が順番みたいにA型、B型に感染しお休みしています。感染予防のために手洗い、うがいを念入りにしましょう。

旧暦でいうと2月が新しい年の始まりです。毎年のですが、“今年はどうな年になるかな？”と思いながら、先日浅草寺にお参りに行ってきました。

「元気に過ごせますように」と願い、「機嫌よく暮らす」ことを心掛けています。



以前受講したセミナーで「人生を奏でる道具は心」と聞きました。ピアノは指で、三味線は撥で、というように、楽器には奏でる道具がある。

「人生の曲は心で奏でる」と言う事です。

その心が明るければ美しい曲が奏でられ、心が暗ければよい曲は奏でられない。

仕事や対人関係におけるハーモニーも心によって、良い音か変な音かどちらを出すかは心が決めること。

「幸せは自分の心の中にあるもの」とこれを毎年、年の初めに思い出します。そしてこんな言葉もあります。「幸せは求めて得られるものではなく機嫌よく暮らして福を招くほかはない」。

日本の有名な言葉に「笑う門には福来る」もっと根本には「機嫌よく暮らす」「笑って暮らせることが幸せ」それは自分の心次第です。

自分の心が気付いてない幸せは、あたりまえのこと。

自分の身の回りにあるあたりまえ、歩ける、走れる、音が聞こえ声が出る、両親、兄弟がいる、ご飯が食べられる、夜になると眠れる、普通にあること、できること、これありがたいこと、幸せなことです。

このあたりまえを無くして、人は初めて気づくのです。

このあたりまえを機嫌よく楽しむ心のゆとりが必要です。

今、幸せでないと思っている人は、人生は遡りやり直すことは出来ませんが、見直すことは出来ます。「見直す、考え直す」です。

そうすることにより自分の今までの人生に対する評価や考え方（心の奏で方）が全く違ってくることもあります。そして過去を否定せず、「今までもなかなか良い人生だったなと思い、これから先も幸せに行けるな」と思うのです。こんなことを思いながら今年も頑張っていきます。

平成5年に創業して今年で25年という節目を迎えることが出来ました。たくさんの皆様に感謝です。

会計事務所の仕事はお客様の大切なお金に関する仕事、最初は出来るかなと思いましたが今は自信持って取り組んでいます。税務調査もバッチリ！お任せください。

どんな時でも仕事に心、気持ちを込め、取り組んでいく、毎年同じことを思います。ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『スマホ・インターネットが世界を変える！！』

みなさま如何お過ごしでしょうか？早いものでもう1月も終わりました！！  
世界を飛び回っていると1ヶ月1年が、超早いですね！！

ところで今日は、『スマホ・インターネットが世界を変える』という事についてお話をしてみたいと思います。  
今からお話することは、**みなさまの消費活動や経営に関わる問題**です。この新ビジネスは、北米やアジアの新興国  
または後進国と言われる国で普及してきているビジネスです。日本でもグローバリゼーションの関係でこの新ビ  
ジネスが、上陸してきています。このことは、**日本の経営や消費構造を劇的に変える可能性が、大**です。  
つまり

- ①貧しさや諸般の事情から銀行口座を持つ人が少なく
- ②偽札も多く出回り
- ③スマートフォンが急速に普及して
- ④日本と違い現金を介さない決済手段が一般化して
- ⑤新たな商品やサービスが生まれている

という事です。



北米を中心にしたインターネットビジネスが、中国などのアジアへ波及しています。そして規制も店舗もない業界  
もない国では、スマホビジネスがどんどん発生してきています。先進国をも飛び越した現象が、世界中で起こっ  
ています。この現象は、新興国の『**かえるとび現象**』と呼ばれています。

今の時代は、先進国も新興国も後進国ありません。情報の川上が、どこかも分かりません。川下だった所が、川上  
になっています。**世界中でインターネットビジネス勃興です！！**日本は、電子化やインターネットビジネスで遅れ  
を取っている現状です！！今後の日本の消費構造は、インターネットで、激変するでしょう。という事は、みなさ  
まの経営にも何らかの影響を与えるという事です。

いま世界中で普及しているスマホビジネスを思いっただけ列挙しておきます。

- ・タクシー配車アプリ
- ・宅配用バイクアプリ
- ・民泊用アプリ
- ・スマホ決済アプリ
- ・シェア自転車アプリ
- ・スマホ対戦型ゲームアプリ
- ・衣食住の買い物アプリ
- ・フィンテックアプリ
- ・投資用アプリ
- ・観光用アプリ
- ・教育アプリ・・・などなど枚挙に暇がありません。



この様なグローバリゼーションの時代は、世界中から情報を集めてその一部または全部を取り入れて経営をしてい  
かないと生き残れませんね。そんな事を考えています。

最後になりましたが、インフルエンザなど風邪が全国的に猛威をふるっているみたいです。健康に注意されなが  
ら、益々みなさまのご活躍を祈念いたします。

(創業の地：熊本県八代事務所より)



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「忘れがち個人の確定申告」

今年も確定申告の時期となりました。

すでに還付申告は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。よって、平成29年で2ヵ所給与や医療費がある場合は申告期限を待たずして還付を受けれます。

医療費控除と言えば、平成29年度から**セルフメディケーション税制の適用**が出来るようになりました。セルフメディケーションとは、健康診断等を受けている人が一部の市販薬を購入した際に、年間の購入額が1万2千円を超えたときは超えた部分の金額(上限8万8千円)が控除できます。また、従来の医療費控除との選択になりますので、従来の医療費控除との併用は出来ません。セルフメディケーションの医薬品には



上記の共通識別マークが入っています。

レシートに対象製品であることが表記されていますので、おまとめをお願いします。



さて、確定申告についてですが  
まずは、

#### 一般的な確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受け、不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2ヵ所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と不動産やその他の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・源泉徴収されない給与がある方
- ・「退職所得の受給に関する申告書」を提出せずに退職金を受け取り、20%の税率で源泉徴収された人で、源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人

次に

#### 忘れがちな確定申告が必要な方

- ・不動産や事業用資産の譲渡  
同族会社への譲渡
- ・同族会社から、貸付金の利子や地代・家賃の支払いを受けた方
- ・太陽光発電の売電収入・・・給料以外の年間所得が20万円を超える方
- ・保険満期金があった方
- ・ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引により所得  
※生活に使用した資産の売却は含みません。
- ・自家用車の貸付
- ・ビットコインなどの仮想通貨の売却等
- ・競馬等のギャンブル

#### その他、贈与を受けた方の申告もお忘れないように

- ・金銭や不動産などの贈与を受けた価額の合計額が110万円を超えるとき
- ・相続時精算課税を適用するとき

また

- ・配偶者への居住用財産の贈与
- ・教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与
- ・住宅取得等資金の贈与

などの**特例を受けられたときの申告もお忘れなく。**

#### 申告期限は、所得税・贈与税共に3月15日となります。

申告が必要な場合は、早めのご準備をお願いいたします。



岡村 泰



**編集後記**：2月は寒さが厳しく、まだ来ない春が待ち遠しくなりますね。2月といえばいよいよ繁忙期となり、しっかり確定申告に取り組んでいかななくてはなりません。確実に作業を行っていくためには健康第一です。インフルエンザ対策をきちんと行って、健康な体で仕事に取り組んでいきたいですね。皆様もどうぞご自愛ください。